

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人桐朋学園
②設置大学名称	桐朋学園大学
③担当部署	事務局総務チーム
④問合せ先	03-3307-4101
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tohomusic.ac.jp/college/about/disclosure/governancecode/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、本法人（桐朋学園）において音楽部門の所管に位置づけられている。こうした組織体制のもと、建学の精神等の基本理念及び教育の目的については、公式ホームページ等を通じて広く公表し、学生やその保証人、受験生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 https://www.tohomusic.ac.jp/college/about/policy/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各方針については、３ポリシーとして明文化し、公式ホームページをはじめ履修案内等で学内外に公表している。履修案内には、入学から卒業に至るまでの学びの流れを適切かつ明瞭に示している。授業については、学期ごとに学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることで改善を図っている。また、学習環境等に関する要望については、後期に実施する学生アンケートを通じて把握し、その結果は教務委員会や教授会等でも検討するとともに公式ホームページ上でも公開している。これらの取り組みは自己点検評価委員会でも確認され、改善が望まれる項目を抽出し、重点課題として是正に向けた取組へとつなげている。 https://www.tohomusic.ac.jp/college/about/disclosure/
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務、学長補佐体制および教授会の役割については、学内規程により明確に定められており、その見直しは、主任会議や教務委員会等での検討を経て、制度審議会において学内全体の整合性を考慮しながら必要に応じて規程の整備を図っている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	履修指導などの教学面におけるサポートは教職員で構成されている教務委員会を中心に、学生生活・キャリア支援および身体精神面でのサポートは学生委員会を中心にそれぞれ実施している。これらの委員会には職員も構成員として加わり、教員と職員が、常に連絡を取り合い効果的な運営を行なっている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教員については、ファカルティディベロップメント活動（FD 活動）を通して資質の向上に努めている。FD 活動には２種類あり、全教員が参加するものと、各部会独自に実施するものがある。どちらも年度初めに計画書を、実施後に

	報告書を提出し、FD 委員会で確認している。また、スタッフディベロップメント研修については、年間の実施方針を定めており、その一環として全教職員を対象とした研修を毎年実施し、日常業務の改善に役立てている。
--	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育、人事、財務、施設設備及び組織について、法人共通の方針を明確にしている。法人の各部門はその方針に基づきそれぞれ計画を策定している。期間は5年。年度ごとに具体的な目標を掲げている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	法人の各部門において進捗管理を行い、年度末ごとに理事会及び評議員会に報告している。年度ごとの成果と進捗等については、事業報告書に記載し、公表している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	学部や大学院の正規課程に加え、ディプロマ・コース生や研究生、科目等履修生など、多様な目的を持つ社会人や一般受講生を受け入れている。所定のカリキュラムを修了した者には修了証を授与しており、修了者はその後の演奏活動や音楽関連分野での就職に加え、さまざまな分野で活躍する社会人のスキルアップにもつながっている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域の初等中等学校における音楽指導や病院における院内コンサートの実施などを通じて、地域社会と積極的に連携している。また、夏季休業期間中には子ども向けの音楽イベントを開催しており、地域の教育的ニーズにも応えている。さらに、全国各地で展開している音楽教室を通じて、子どもたちの音楽教育にも貢献している。例年、学内ホールをはじめ多数開催される演奏会は、学外の方も鑑賞できるようにしている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障がい、国籍など、多様な背景をもつ学生を受け入れており、多様性を尊重する教育環境の整備に努めている。合理的な配慮を要する学生に対しては、学生相談室が窓口となり、入学前から継続的な

	支援を行なっている。さらに、令和7年度に留学生入試を開始し、さまざまな国や地域からの学生の受け入れを進めている。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員及び評議員等への女性登用に配慮している。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者という観点から人材を確保し、理事会等運営規程等に基づき、選任過程の透明性を確保している。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為、理事会運営等規程及び評議員会運営等規程において、理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに、評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の運営に必要な識見がさらに高められるよう、情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為等により、独立性の確保を重視するとともに、監事については、理事、他の監事及び評議員と利害関係を有していない者を対象に、会計監査人については、理事、評議員及び学校法人と著しい利害関係を有していない者を対象に、それぞれの選任過程の透明性を確保している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程及び内部監査規程において、監査に必要な事項のほか、監事、会計監査人及び内部監査委員等の連携について定め、三者の連携・協力のもと、効率的な監査が実施されるよう努めている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事業務を支援するための情報提供や研修機会の確保に努めるとともに、所轄庁等主催の監事研修会が実施される場合には、積極的な参加を依頼している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為、理事会運営等規程及び評議員会運営等規程において、評議員の選任方法や属性・構成割合を明確に定め、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為及び評議員会運営等規程において、評議員会の役割及び評議員の責務等を明確にするとともに、理事会運営等規程によって、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の運営に必要な識見がさらに高められるよう、情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害および人為的災害からの安全確保を目的として設置された保安委員会において、危機発生時に備えたマニュアルの策定、防災訓練等を実施している。また、様々なリスクに対応するため、連絡体制の整備および指揮命令系統の明確化を図るとともに、学生および教職員の安否確認と安全確保のための緊急メール配信システムを運用し、個々の状況把握の手段を整えている。 授業の継続においては、オンライン授業・レッスンの実施やテレワーク対応を通じて、教育研究活動の継続を確保する体制を整備している。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程の遵守に組織的に取り組む体制を構築するとともに、公益通報等に関する規程に基づき内部通報窓口を設置するなど、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令及び寄附行為に加え、財務情報等の開示に関する規程及び情報の公開に関する規程を整備し、これに基づき、情報公開を推進している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ステークホルダーへの理解促進を目的に、令和7年度に公式ホームページを全面的にリニューアルし、現在も必要な情報に迅速かつ的確にアクセスできるよう工夫している。また、学内イベントの紹介などにおいては、

	SNSを含む多様な媒体を活用し、用語の解説や分かりやすさにも配慮するなど、発信方法や内容を工夫しながら、幅広い層への情報提供に努めている。そして、学校教育法施行規則に基づく情報公表、特に財務報告などの公表については、ステークホルダーが理解しやすいよう平易な解説を加えるなど、理解促進に向けた取組みを推進している。
--	--

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明